

[会長専決処分事項]

令和 2 年度事業計画及び収支予算について

第 73 回全国植樹祭岩手県実行委員会第 2 回総会（令和 2 年 3 月 10 日開催予定）の中止により、会則第 10 条に基づき、会長専決処分した審議事項を報告するもの。（令和 2 年 3 月 17 日専決処分）

1 令和 2 年度事業計画

(1) 会議の開催

ア 実行委員会

(ア) 第 2 回総会（令和 2 年 7 月頃）

【報告事項】

- ・経過報告（専門委員会、広報、関連事業等）

【審議事項】

- ・令和元年度事業報告及び収支決算について
- ・基本計画（素案）の検討

(イ) 第 3 回総会（令和 3 年 2 月頃）

【報告事項】

- ・令和 2 年度事業の取組状況

【審議事項】

- ・令和 3 年度事業計画及び収支予算について
- ・基本計画の策定

イ 幹事会

(ア) 第 2 回会議（令和 2 年 6 月頃）

- ・第 2 回総会に係る付議事項の審議 等

(イ) 第 3 回会議（令和 2 年 12 月頃）

- ・第 3 回総会に係る付議事項の審議 等

ウ 専門委員会

(ア) 植樹専門委員会

- ・植樹行事における会場及び樹種の選定

(イ) 大会テーマ・シンボルマーク・ポスター原画専門委員会

- ・シンボルマーク及び大会ポスター原画の審査・選定

(ウ) 式典専門委員会

- ・ 式典行事に係る演出・内容等の検討

(2) 基本計画の作成

全国植樹祭の基本的事項（開催概要、式典演出等の構想、会場整備計画等）を定める基本計画を作成する。第3回総会で基本計画（素案）を検討し、第4回総会で基本計画を策定する。

(3) 実施計画の作成

式典演出や運営方法等の具体的事項を定める実施計画を、令和2年度（基本計画作成後）から3年度までの2か年度で作成する。

(4) 会場の測量調査

式典会場及び植樹会場を対象に全国植樹祭の開催に必要な測量調査を行う。

(5) お野立所の設計

式典会場で天皇皇后両陛下がご着席する「お野立所」に係るデザインの検討や設計を行う。

(6) 苗木の育成

- ・ 全国植樹祭で使用する苗木の育成を、岩手県山林種苗協同組合に委託する。
- ・ なお、使用する苗木の一部は、県民や企業、学校等の協力を得て育てる「苗木のホームステイ・スクールステイ推進事業」により育成する。

(7) 各種広報活動の実施

- ・ 専用ホームページを開設するとともに、大会ポスター及び広報誌を作成・配布するなど様々な媒体を活用し、全国植樹祭開催に向けた取組について情報発信する。
- ・ PRキャラクターの着ぐるみやPRグッズ（のぼり、横断幕等）を作成し、各種イベント等で全国植樹祭の開催をPRする。